

令和 年 月 日

保護者様

年 組 氏名 さん

軽井沢東部小学校長 田中 章子

出席停止について（通知）

お子さんの病気については、学校保健安全法により、病気の悪化と他の児童生徒への感染を防ぐため、下記により出席停止を指示しますので、家庭において医師と相談のうえ、適切な処置を取られますようお願いいたします。

なお、この場合の欠席は欠席日数には入りません。

また、出席停止後に医師が感染防止上支障がないと認めたとき、及び治癒したときは、下記連絡票に医師より登校許可について記入していただき登校させていただきます。

記

1. 出席停止理由

2. 期 間 月 日 ～ 医師が許可する日まで

きりとりせん

連 絡 票

軽井沢東部小学校 年 組 氏名 さん

病名：百日咳 麻疹 風疹 水痘 流行性耳下腺炎
咽頭結膜熱 その他（ ）

☐ 月 日より 登校を許可します。

☐ その他

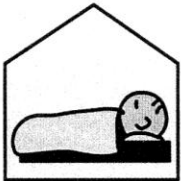
令和 年 月 日

医療機関名

医 師

1 学校保健安全法の規定

学校において予防すべき感染症

分類	種類	出席停止の期間の基準
第一種 感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。」	治癒するまで 
第二種 空気感染または飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症 出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りでない	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種 学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<家族や感染発生地域から通学する者等についての出席停止の期間の基準>



- 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

参考：長野県教育委員会 学校における感染症発生時の対応